

# 臨時福祉給付金・ 子育て世帯臨時特例給付金について



**臨時福祉給付金：税務課市民税係**  
 (☎23-3331 内線606・612、6月18日から内線651～653)  
**子育て世帯臨時特例給付金：児童家庭課児童家庭係**  
 (市役所1階⑥番窓口☎23-3331 内線317)

消費税率引き上げにあたり、所得の低い方や子育て世帯への負担の影響を軽減するため、臨時的な措置として国から給付金が支給されます。

## 臨時福祉給付金

### 対象者

今年1月1日現在、伊達市に住民票があり平成26年度の個人住民税が課税されていない方

※課税されている方に生活の面倒をみてもらっている場合や生活保護の受給者である場合などは支給対象外

※支給対象外でも、中学生以下のお子さんがある世帯は、「子育て世帯臨時特例給付金」の支給対象になる場合がありますので、左ページをご覧ください

### 支給額

1人につき1万円

※次の年金や手当などを受給している方は1人につき5千円を加算。複数該当でも加算額は5千円

### 加算対象

- ① 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金など(注1)
- ② 児童扶養手当

- ③ 特別児童扶養手当
- ④ 障害児福祉手当
- ⑤ 特別障害者手当
- ⑥ 経過的福祉手当
- ⑦ 原爆被害者諸手当(注2)
- ⑧ 毒ガス被害者対策手当(注3)
- ⑨ ガス被害者対策手当(注3)
- ⑩ 予防接種法に基づく健康被害救助給付金
- ⑪ 新型インフルエンザ予防接種健康被害救済給付金
- ⑫ (医薬品副作用被害者救済制度の)副作用救済給付金(生物由来製品・感染症被害救済制度の)・感染救済給付

(注1) 旧国民年金法、旧厚生年金保険法、旧船員保険法、旧国共済法、旧地共済法及び旧私学共済法などに基づく年金を含む  
 (注2) 医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び家族介護手当のみ  
 (注3) 特別手当、健康管理手当、保健手当、家族介護手当のみ

※①の年金などは、今年3月分の受給権があり、4月分から5月分の年金の支払いがある方が対象  
 ※②～⑫の手当などは、今年1月分を受給している方

### 申請方法

支給対象者には、6月下旬頃から申請書を送付します。

申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、郵送か担当窓口にて持参してください。

### 申請期間

7月1日(火)～9月30日(火) (厳守)  
 午前9時～11時30分  
 午後1時～4時30分

※7月1日(火)～4日(金)までは受付時間を午後7時まで延長します。  
 また、7月6日(日)・12日(土)の午前9時～11時30分も受け付けを行います。それ以外の土・日曜日、祝日は受け付けていません



### 受付場所

- 水道庁舎1階 (網代町14-7)
- 大滝総合支所
- 左記の臨時申請受付会場

日	地区	受付時間	会場
7月9日(水)	有珠地区	午前9時30分～11時30分	有珠地区 コミュニティセンター
	長和地区	午後1時30分～3時30分	長和地区 コミュニティセンター
7月10日(木)	黄金地区	午前9時30分～11時30分	黄金地区 コミュニティセンター
	稀府地区	午後1時30分～3時30分	南稀府会館
7月11日(金)	市街 (舟岡町方面)	午前9時30分～11時30分	なないろ児童館
	市街 (山下町方面)	午後1時30分～3時30分	すみれ福祉会館

### 給付金の受取方法

申請書に記入した指定口座に入金されます。入金日は、申請書受理後、2～3週間を目安にしてください。  
※金融機関口座を持っていない方は後日、窓口で受け取れます

## 子育て世帯臨時特例給付金

### 対象者

今年1月1日現在、伊達市に住民票があり次の条件を満たす方  
① 今年1月分の児童手当を受給している

② 平成25年分の所得が児童手当の所得制限限度額に満たない  
※生活保護の被保護者、臨時福祉給付金の対象者は対象外

### 支給額

今年1月分の児童手当の対象児童1人につき1万円

### 申請方法

支給対象者には、5月末から申請書の送付を始めています。記載内容などを確認し、郵送か担当窓口にて持参してください。

※児童手当の対象の受給者には、児童手当の「現況届」を同封して送付しています

※職場から児童手当を支給されている方は職場で申請書を配付します

### 申請期間

6月2日(月)～9月30日(水) (厳守)  
午前8時45分～午後5時30分  
※6月21日(土)・22日(日)は午前9時～午後5時で、6月23日(月)～26日(木)は午後8時まで延長して、どちらも市役所児童家庭課でのみ受け付けます。  
それ以外の土・日曜日、祝日は受け付けていません

### 受付場所

- 児童家庭課児童家庭係 (市役所1階⑥番窓口)
- 大滝総合支所

### 給付金の受取方法

市から児童手当を受給している方は、指定がなければ児童手当と同じ金融機関口座に入金されます。  
職場から児童手当を支給されている方は、指定口座に入金されます。  
入金日は、申請書受理後、2～3週間を目安にしてください。

## !! ご注意ください

今回支給される給付金の「振り込め詐欺」などにはご注意ください。  
市町村の職員などがATM(現金自動預払機)の操作を依頼することは絶対にありません。

## よくある質問

Q1 給付金を受給後に対象外と判明しました。どうすればいいですか。  
A1 全額返還してください。

Q2 基準日(平成26年1月1日)の翌日に伊達市へ転入したり、伊達市から転出した場合、伊達市での支給の対象になりますか。  
A2 基準日に住民票がある市町村から支給されます。

具体的な申請期間や方法などは市町村で異なりますので、詳しくは基準日時点にお住まいの市町村にお問い合わせください。また、家庭の事情などで住民票を移さず伊達市にお住まいの方もご相談ください。

Q3 基準日以降に生まれた方や亡くなった方は対象になりますか。  
A3 基準日の翌日以降に生まれた方や、基準日から支給決定がされるまでの間に亡くなった方は給付金の対象になりません。

Q4 臨時福祉給付金の対象になった場合も子育て世帯臨時特例給付金は支給されますか。  
A4 対象外です。申請された場合は、不支給決定通知を送付します。

※Q1～3までは共通、Q4は子育て世帯特例給付金について